

新規開業貸付のご案内

県内で新規に事業を開始しようとする方、または
事業開始後5年未満の方に必要とする資金を融資します
【創業関連保証（100%保証）対応】

1 融資対象者（主なもの）

創業関連保証の保証対象者の要件※を満たす方
（ただし、県内において事業を開始する予定である（又は営んでいる）こと）

【※創業関連保証の保証対象者の要件（概要）】

次の①から⑦のいずれかに該当する方

- ① 事業を営んでいない個人で、融資実行後1か月以内に事業を開始する方
- ② 事業を営んでいない個人で、融資実行後2か月以内に会社を設立する方
- ③ 事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方
- ④ 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社
- ⑤ 分社化を計画する会社
- ⑥ 設立後5年未満の分社化された会社
- ⑦ 事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社
（個人創業後5年未満に限る）

2 融資条件

融 資 利 率	年 1.25%（固定利率）
保 証 料 率 （主な場合）	0.50%
融 資 限 度 額	3,500万円
融 資 期 間	10年以内（うち据置1年以内）
資 金 使 途	設備資金及び運転資金
信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける
申 込 書 類 等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ②創業・再挑戦計画書（兵庫県信用保証協会所定様式）（保証対象者①②⑤の場合のみ） ③その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関へ](#)ご相談ください。

- ※ 取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。
- ※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
- ※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
- ※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

